

## 2020年度課題別研修「EPSによる小規模浄水システムと水道管理技術」 にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構JICA沖縄は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を招請します。

本研修業務は、開発途上国の安全かつ安定的な水道事業運営への貢献を目指しています。研修では、開発途上国、とりわけ大洋州・島嶼国と類似した気候風土を有する沖縄本島をはじめ周辺離島の地理・地質・気候的特徴に由来する多様な小規模浄水の方法や水道管理技術及び水道事業運営の実情について、沖縄県を始め県内各水道事業体の取組みを元に、講義や実習、現場視察や関係者とのディスカッションを通じて知識や技能を修得します。具体的には、大洋州・島嶼国を含む開発途上国の村落地区（コミュニティーレベル）を念頭に、簡易な飲料水の確保手段である生物浄化法（EPS: Ecological Purification System）を用いた浄水方法について実習や現場視察などを通して実践的に取り組むほか、無収水対策に係る水道管理技術を修得し、参加した研修員の課題解決能力の向上を目指すものです。本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 沖縄Blue Water（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、当機構所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2014年から2019年までの5年間、サモア国において実施したの「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力向上プロジェクト」国別研修を2018年度に受託し、関係する県内各水道事業体及び管工事協同組合と連携し大洋州・島嶼地域の水資源管理・水道事業運営について、実情に即したプログラムを構成・実施した団体です。また、当該団体は、今年度予定研修の基盤である「島嶼における水資源管理・水道事業運営（2018年度実施）」研修を受託し、沖縄県企業局や県内各市町村水道事業体と連携し、実践的な研修に務めてきました。研修では、水道管理技術と開発途上国におけるEPS小規模浄水システム構築事例を基に、県内の水道事業体施設において現場実習によるEPS理論と実践を取入れ、研修員及び国内外の関係先からの高い評価を得ています。当該法人の理事及び会員登録者は、技術専門家としてサモア国を始め大洋州島嶼国へEPS及び水道関連技術者としての業務従事経験を有しています。具体的には、EPS生物浄化法による小規模浄水の理論と実践、無収水対策に向けた漏水探知及び修理技術、ブロック化等による水圧管理、流量測定や資産管理及び工務管理、ダム運用管理技術、水質管理技術等、水資源及び水道管理に求められる技術的能力と経験を有しています。

特定者は以下の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、下記のとおり参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

別添のとおり。

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和1・2・3年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格者」という。）において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) その他の要件

- ① 案件受託上の条件として、2020年度案件を第1回目として受託し、2022年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2020年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- ② 業務を統括するための統括責任者と選任し、JICA担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

## 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2020年7月17日（金）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1 JICA 沖縄 研修業務課（担当：前川）
	提出書類	・参加意思確認書 ・同書「2 応募要件」の各事項を証明する書類（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2020年7月20日（月）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2020年7月27日（月）
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2020年8月3日（月）
	回答方法	郵送

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます。(上記3.(3)を参照ください)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>)にて公開中。
- (13) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大状況によっては、研修の実施日程・方法が変更となる可能性があります。
- (14) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験したものが再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること。

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与えると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヶ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提出頂くこととなります。

担当部課：JICA沖縄 研修業務課

以 上

## 研修委託契約業務概要

## 1. 研修コース概要

## (1) 研修コース名

課題別研修「EPSによる小規模浄水システムと水道管理技術」

## (2) 研修期間

【本邦来日型】2020年度第4四半期（2021年1月～3月）を予定

【遠隔研修型】2020年度10月中旬から2021年度3月下旬を予定

※遠隔研修用教材製作についてはJICA担当者と協議する

## (3) 研修員

定員：10名

対象国：キリバス、パプアニューギニア、バヌアツ、サモア、クック諸島、  
パラオ、セネガル、南スーダン、ラオス（9カ国）

## (4) 研修対象者

各国水道事業体及び関連省庁に所属する水道行政及び技術者を主要な対象として、  
村落給水活動に従事する関連団体やNGO機関等の技術的指導者等。

## (5) 使用言語：英語

## (6) 研修実施に至る背景

大洋州・島嶼国は、その殆どが環礁島及び火山島からなり、地理的地形的特徴から安全かつ安定的な水の確保に様々な課題を抱えている。また、都市化や気候変動等は、小島嶼地域の環境や水源確保において大きな脅威であり、限りある水の有効活用が喫緊の課題となっている。

沖縄県は島嶼性、亜熱帯性など大洋州と類似する条件下において、河川水源の乏しさや脆弱な地下水源に依存する地域が多いなど、大洋州・島嶼国と同様の水問題を抱えてきた。特に戦後の琉球水道公社（沖縄県企業局）の発足以降、限られた水資源を統合的に管理する水道運営体制を構築し、慢性的な渇水問題や住民地域の水不足を克服してきた。

沖縄が蓄積してきたこれらの経験とノウハウは、大洋州地域の水問題の解決に活用し得る技術や知見が豊富にあり、JICAでは、2010年度～2018年度において、大洋州島嶼国を対象とした「大洋州・島嶼国における水資源管理・水道事業運営」コースを実施し、1）安全かつ安定的な水供給に必要な水政策・法体系の理解、2）限られた水資源の活用に必要な水源開発手法と水源保全管理手法の理解、3）低コスト且つ維持管理の容易な生物浄化（緩速ろ過）による浄水処理の理解と管理技術の習得、4）漏水防止対策・未収金対策、市民サービスなど水道事業運営の在り方について、各項目において沖縄が有する知見・技術を伝え大洋州・島嶼国の水道事業人材育成を図った。

これまでの成果を踏まえながら2020年～2022年においては、上記項目に加えEPS：

Ecological Purification System（生物浄化法）の現地実習を取り入れ、より実践的に安全な水の確保に向けて取り組むことで開発途上国の自立的な水道事業改善に資する研修を実施する。

なお、2020年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、遠隔型による研修実施も視野に検討する。その際本コースにおいて遠隔実施に有意な内容・研修教材を作成し、参加者の個々の課題に寄り添った研修の実施が求められる。

## (7) 研修目標

島嶼地域を含む開発途上国において、沖縄の経験とノウハウを参考に、適応性の高い水道管理能力が向上する。具体的到達目標は下記。

- ① 生物浄化法による小規模浄水システムの仕組みが説明できる。
- ② 漏水管理、水圧管理、ブロックシステム、資産管理の必要性が説明できる。
- ③ 無収水対策について、主な要因と対応策が説明できる。
- ④ 沖縄県における統合的水資源管理の概念が説明できる。
- ⑤ 研修を通して自国の水道課題改善に向けた提案ができる。

## 2. 研修内容

本研修を通じて、研修員の水道管理技術に関わる知識・技術が向上し、所属組織の水道管理事業及び業務改善に係る計画を提案し、自国における問題解決能力に寄与する。

### (1) 研修項目

- ① Ecological Purification System による小規模浄水
- ② 本島内水道事業体による無収水対策と水道管理技術
- ③ 飲料用・生活用の水資源管理について
- ④ 沖縄県の水資源管理事例
- ⑤ 水源から給水までの仕組みについて
- ⑥ 各地の水源地、取水場、送水、浄水、給水状況
- ⑦ 急速濾過システムと緩速ろ過システムについて
- ⑧ 漏水対策（探知と修理の実践）
- ⑨ 圧力管理（ブロック化と計装システムによるモニタリング）、他

### (2) 研修方法

- ① 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義となるよう留意する。
- ② 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めること。

- ③ 見学・研修旅行：(2)に同じ
- ④ レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めること。自国における水道管理事業改善に向けた提案書（レポート）の指導。

(3) 研修付帯プログラム

- ① 集合ブリーフィング（JICA沖縄が実施するプログラム）  
来日事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等について説明する。
- ② 一般オリエンテーション  
技術研修に先立ち、日本滞在中の必要知識として、我が国の歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

3. 留意事項

沖縄及び日本の制度を伝えること自体が目的ではなく、研修員及びその所属組織が、研修で得た知見を活かした各国における実践を進めることが目的である。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学などについて十分な検討を加えること。  
※新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、遠隔研修による場合、研修受託機関はその実施方法の企画と運営方法について、JICA担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

4. 業務委託の範囲及び内容

※業務委託の範囲及び内容については、留意事項を踏まえ柔軟に対処すること。

【履行期間を通じての業務】

- (1) 当該年度に係る業務実施方針の検討
- (2) 研修の質の向上、効率化に係る業務（共通研修教材の整備等）
- (3) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- (4) 関係機関との調整

【コース別の業務】

- (1) 研修運営にかかる各種業務（以下は例）
  - ① 研修員選考補佐
  - ② 日程・研修カリキュラムの作成・調整
  - ③ 研修実施に必要な経費精算の見積りおよび経費処理
  - ④ JICA沖縄、その他関係機関との連絡・調整
  - ⑤ 研修監理員との調整・確認
  - ⑥ コースオリエンテーションの実施

- ⑦ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等
- ⑧ 各種発表会の開催。司会進行、技術的助言。
- ⑨ 研修員作成の各種レポートの評価・分析
- ⑩ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑪ 評価会への出席、実施補佐
- ⑫ 開講・閉講式への出席
- ⑬ 講義・見学の評価
- ⑭ 研修改善にかかる検討

(2) 講義（演習・実習）実施にかかる各種業務（以下は例）

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義テキスト・資機材・参考資料の準備・確認
- ④ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤ 教材利用許諾範囲の確認（\*必須）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払
- ⑧ 講師への旅費・交通費の支払
- ⑨ 講師（又は所属先）への令状の作成・送付
- ⑩ 講義テキストや教材の翻訳・製本

(3) 見学（研修旅行）の実施に係る事項

- ① 見学先の選定・確保と、見学にかかる必要な手続き全般
- ② 見学先への引率、見学趣旨の説明等
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への令状の作成と送付

5. 研修監理員（通訳）の配置について

研修実施に関し、研修プログラムにおける通訳や研修員の移動等に係る支援を兼務する研修監理員を各コース1名配置する。

研修監理員は、研修実施期間中における講義・見学先での通訳、引率・同行、研修員の理解促進のための働きかけなどに加え、関係者との研修実施における段取りの確認や外国語版日程表作成などの事前準備、研修の実施実績を含む研修監理員の業務完了報告書作成などの事後整理を実施する。なお、遠隔型研修で実施する場合の業務についてもJICA担当者と協議することとする。

(参考) 国際協力キャリア総合情報サイト“PARTNER”にて概要を掲載。

(「PARTNER 研修監理員」で検索)

#### 6. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、業務完了後速やかに（契約履行期間終了の10営業日前までに）提出する。

#### 7. 契約金額

JICAが定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。研修委託にかかる直接経費（業務人件費、講師謝金、資機材費等）及び間接経費（業務管理費）を支払う。

※積算方法や研修員受入の流れについては「技術研修員受入の手引き」を参照のこと  
<https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kenshu/index.html>

#### 8. その他

本業務概要は予定段階のもので、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大状況によっては研修の実施日程を含む詳細について、変更となる可能性もあります。

以上